

2010年9月28日

埼玉県知事  
上田清司 殿

日本労働組合総連合会  
埼玉県連合会  
会長 宮本重雄

## 要 請 書

「安心・安全、福祉、環境の3つの視点から行政全般を見直すこと」「最小の費用で最大の効果をあげること」「県の5か年計画『ゆとりとチャンスの埼玉プラン』を着実に実行すること」の三つの指針に基づき、「みどりと川の再生」「行革日本一」「女性のチャレンジ支援」などの施策を進め、県政の運営に全力で取り組まれている上田清司知事に心より敬意を表するものであります。

さて、私たち連合埼玉は「ゆとり・豊かさ・公正な社会」の実現をめざす取り組みとして、県政への政策制度改善要請項目を以下のようにまとめました。

本要請は経済優先社会から脱皮し、生活者重視への社会的転換をはかり、まじめに働くものが報われる公正な社会の実現と、安心して暮らせる地域社会の確立に向けた政策制度事項であります。

つきましては、可能性に満ちた埼玉県を日本一と言われる県にするため、また、上田県政をさらに発展、拡充していくためにも、本要請を勤労県民の総意として受け止めていただき、平成23年度の予算編成に反映されるよう要請いたします。

**2010年度**

**埼玉県への政策制度要請**

**7分野 24項目**

## I. 総合経済・産業政策

1. 公共サービスに従事する労働者の雇用の安定と賃金、労働条件の安定確保のため以下の施策を講ずること。

(1) 拡大する民間企業への委託事業や工事において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、人件費や人員の削減、不安定雇用、下請業者へのしわ寄せを排除する「公契約基本法」の制定を国に対し要望すること。

(2) 自治体の工事や業務委託の入札・契約にかかわる公契約条例を制定すること。その際、労働関係法の遵守、社会保険の全面適用、適正な賃金水準および労働条件の確保等について条項を設けること。

<要請の根拠>

千葉県野田市議会は、2009年に全国初となる「公契約条例」を全会一致で可決した。野田市議会では、かねてより、公契約条例について、度重なる一般質問が行われていた経緯があり、市長提案により制定に至っている。

市は「公共事業の低価格入札が、下請け事業者や従事する労働者にしわ寄せされ、労働者の賃金低下を招く状況となっている」との認識のもと、先導的にこの問題に取り組み、公契約に関わる業務の質の確保、社会的な価値の向上をはかるとしている。市は、賃金の最低額として、公共工事設計労務単価、野田市の初任給相当額を勘案した金額を設定し、受注者だけでなく下請企業の労働者、派遣労働者を含む当該事業に関わる労働者に適用される。

公契約による仕事の代金の多くは税金から支払われており、そこで働く人が貧困であったり、市民の安全が守れないような公契約は改善しなければならない。公契約の下で働く人の雇用・労働条件を守り、よりよい公共事業、公共サービスを実現するためには、公契約基本法および公契約条例の制定が必要である。

2. 消費者トラブルは、自らが解決するために行動することが解決のポイントとなることから、「自分の身は自分で守るという意識」、「自ら進んで消費生活に必要な情報や知識を収集する自主性」、「自ら消費者被害を防止できる判断力」、「環境に配慮した消費行動」などの行動を取れる「自立した消費者」の育成のため、啓発活動及び消費者教育を強化すること。

<要請の根拠>

消費者基本法の改正により、消費者はこれまでの「保護される立場」から「自立した権利の主体」へと位置付けの転換がはかられた。

しかしながら、消費者と事業者の間には、依然として、情報の質・量及び交渉力において大きな格差が存在しており、現在の経済社会における多種多様な商品やサービス、販売及び支払方法等取引形態の複雑化は、新たな消費者トラブルを増加させている。なかでも、IT化の進展に伴い、オンライン等関連サ

ービスに関する苦情相談など、小・中学生までもが消費生活のトラブルに巻き込まれる事態も発生している。

高齢者を狙った悪質商法の被害、クレジット社会の進展による多重債務の問題、個人情報の漏洩等、消費者問題は年齢を問わず、その内容も多岐に亘っている。

このような中、これから生きる消費者には、「自分の身は自分で守る」という意識、「自ら進んで消費生活に必要な情報や知識を収集する自主性」、「自ら消費者被害を防止できる判断力」、「環境に配慮した消費行動」などが求められる。

自立した消費者をめざして、家庭・地域・学校において、消費者教育を推進していくことは極めて重要であり、このことは、消費者の自立支援においてだけではなく、優良企業の育成や悪質事業者の市場からの排除においても大きな力となり得る。また、消費者教育を受ける機会を持たない不特定多数の消費者に対しては、様々な広報媒体による情報提供や、あらゆる機会を利用した啓発活動を展開していくことが必要である。

## II. 雇用労働政策

### 1. 将来の安定雇用を目指し、若年者の雇用・就職支援として就業意識を高めるために、現在行っている高校生のインターンシップがより有効となるように、職種の拡大や期間の延長などの対策を講ずること。

<要請の根拠>

昨年県内の公立高校では161校中98校がインターンシップを開催している。インターンシップは高校生の望ましい勤労観・職業観を育成し、学習意欲や職業に対する理解、コミュニケーション能力を向上させる上で、極めて高い教育効果をもつものとする。参加する高校生を普通科も含めて増やしていきたい。しかしながら、企業の協力が必要であり安全面などの課題もあることから現状は長くて1週間と短期でのインターンシップとなっている。

中小企業や製造業などにも広く協力を呼びかけ、さまざまな職種を体験できることが、高校生の将来を考える上で重要である。サービス業や小売を中心としたインターンシップから職種を増やすことが必要である。

### 2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。

#### (1) 障がい者授産施設自立支援として、県や外郭団体からの発注に関しては授産施設を優先利用するなど、率先できる体制の確立を行うこと。

<要請の根拠>

法改正により県立であった障がい者授産施設は、自主運営となり厳しい運営を行っている。一昨年以降の経済状況により受注の激減となり経営をさらに圧

迫している。授産施設の自立に向けては、授産施設の得意分野などをPRすることで、受注を増やすことが必要である。県や外郭団体も今まで以上に授産施設の製品を活用することは、同時に授産施設のPRにもつながる。率先して活用するように体制の確立が必要である。

**(2) 障がい者の就業の選択肢拡大のために、在宅勤務できる企業の誘致や開拓を行い、在宅勤務の斡旋を行うこと。また県や外郭団体も障がい者就労の一つとして、在宅勤務での雇用を図ること。**

<要請の根拠>

通勤の必要のない在宅勤務は、障がい者にはとても働きやすい勤務形態である。また、昨今はITの普及もあり、在宅勤務の環境は整いつつある。在宅勤務を中心とした企業の誘致を県は行ってきたが、現行の企業数では在宅勤務できる人数はわずかである。在宅勤務できる可能性のある企業に対しては個別に開拓や依頼を行い、就業支援の観点から在宅勤務の斡旋を行うことで、47都道府県で低いほうである障がい者雇用率の大幅な増加が期待できる。

また、県の業務でも在宅勤務対応可能な仕事があると考ええる。率先して在宅勤務での雇用を図ることで、埼玉県在宅勤務の認知度が上がりさまざまな企業の見本となる必要がある。

**3. 新卒者の雇用対策として以下の施策を講ずること**

**(1) 高校のなるべく早い段階で就業に関して意識を高めるためのセミナーなどを開催すること。**

<要請の根拠>

高校生活でバイトなどで就業体験をする生徒も多くいるが、将来の夢や目標を成し遂げるためには働くことも重要な選択肢となる。就業観をなるべく早い段階で高めることで、高校生活を充実させさらには自分の思う職業をインターンシップで体験できることが目標を立てるのに有効と考える。何故働くのか？を含めて真剣に進路を考えさせる必要がある。

**(2) 高卒の就職希望者全員が就職できるよう、ハローワークなどと連携を図り、企業訪問解禁前から情報提供の機会をなるべく多く開催すること。**

<要請の根拠>

高校卒業生は未成年であり、就業に関しては大人以上にきめ細かい対応が必要である。希望職種もさまざまな職種を理解する前に選択していることも多く考えられる。多くの企業の説明会を見学することで、自分の考えを見直すことや意志の再確認ができる。また就職後の定着率向上にもつながれば企業にとっても大きなメリットとなる。

**4. 中小企業の雇用対策として以下の施策を講ずること**

**(1) 県内のさまざまな特徴をもった中小企業を幅広くアピールすること。**

<要請の根拠>

県内の97%以上が中小企業であり、多くの勤労者の受け皿となっている。各企業は人材を募集するにあたり大手企業のように多額のお金をかけることは難しく地域での募集などが多い。県内にもさまざまな企業があり地域に貢献している企業も少なくはない。埼玉県内で働きたい人も多く、県が力を入れてPRすることで中小をはじめとする企業の活性化につなげていく必要がある。

**(2) 中小企業の世代交代に関して、事業の継承や雇用の確保を条件にするなどして税額の減免や経営の支援など実情に応じた対応を図ること。**

<要請の根拠>

個人経営の企業では、後継者不足や相続の関係で事業を閉鎖せざるを得ない状況もある。安定雇用の観点や、地域活性化からもスムーズに事業が継承できるように県としても支援策を講ずる必要がある。

### Ⅲ. 福祉・社会保障政策

**1. 障がい者の社会参加を阻む物理的・心理的バリアを解消し、完全な平等を達成するために、国が「障がい者差別禁止法」を制定することが必要であり、その制定に向けて埼玉県において「障がいに基づくあらゆる差別を禁止する条例」を制定すること。**

<要請の根拠>

ノーマライゼーション社会（障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことである社会）の実現のためには、障がい者の社会参加を阻む物理的なバリアの解消（バリアフリー）はもとより、心理的なバリアの解消が不可欠である。アメリカ・カナダおよび欧州各国、アジアでは韓国・香港も障がい者の差別を禁止する法律が制定されており、日本においても「障がい者差別禁止法」を制定するべきである。その実現に向けた取り組みとして県レベルでの「障がいに基づくあらゆる差別を禁止する条例」の制定を求めるものである。既に国内でも北海道・千葉では先行的に条例が制定されている。これら条例では差別の定義などについて問題点を指摘する声もあるが、制定に向けて議会だけではなく広範にわたり県民から意見徴収するなど認識の共有化が図られており、評価できると判断する。

**2. 自殺者を減少させるため、以下の施策を講ずること。**

**(1) 自殺や精神疾患に関する正しい認識と、いのちの大切さ等についての意識を育むため、県民一人ひとりが果たすべき役割について、さらなる普及啓発活動に取り組むこと。**

**(2) 自殺の原因となっている様々な社会的要因に的確に対応できる相談体制等を整え、各種の悩みを抱える人への支援を強化すること。また、早期対応の中心的役割を果たすゲートキーパーの養成に積極的に取り組むこと。**

#### <要請の根拠>

人の命は何ものにも代え難く、また、自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失である。

自殺は「追い込まれた末の死」であり、「その多くが防ぐことのできる社会的な問題」である。このことは自殺対策の基本認識であるが、未だ自殺や精神疾患に対する偏見があることは否めない。

自殺対策にとって、いのちの大切さ等についての意識を育むとともに、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めることは重要であり、県民一人ひとりへの一層の促進をはかるための普及啓発を強化すべきである。

また、自殺の危険性が高まっている人に対し、的確に対応できる相談体制等を整えることは、自殺を防止する上で重要な施策であり、自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応をはかるためには、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をはかることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成が必要である。

3. 近年、増加する離職者や生活困窮者のために2009年に改正された「生活福祉資金貸付制度」および、新たに実施された「住宅手当緊急特別措置事業」や「臨時特例つなぎ資金貸付事業」などの各種給付・融資制度について周知徹底を図ること。また、従来からある支援策との連動性を図り、県民・利用者の視点に立った分かりやすい体系とし、利用にあたっては、市町村やハローワーク、社会福祉協議会等との連携により「ワンストップサービス」を推進すること。

#### <要請の根拠>

一昨年からの世界的不況の影響で、日本国内においても離職者や生活困窮者が増加している。これらの対策として政府は2009年10月に「生活福祉資金貸付制度」を改正し、資金種類の統合など利用者にとってわかりやすく柔軟な制度とした。また、新たに「住宅手当緊急特別措置事業」および「臨時特例つなぎ資金貸付事業」を創設した。埼玉県においても緊急経済対策として教育費・保育費の支援、生活資金などの貸付、就業支援など、きめ細かな施策が実施されているが、国の政策との連動性が薄く利用者にとって分かりづらい部分がある。また、相談する県民の負担を軽減するために窓口の一元化が望まれる。

## IV. 交通政策

1. 自転車を安全に利用するために、平成21年7月1日から一部改正された埼玉県道路交通法施行細則の「携帯電話を使用しながらの自転車の運転やヘッド

**ホン等で音楽を聴きながらの自転車の運転が禁止された」** ことについて、県民への浸透度が低いことから周知徹底を図ること。

＜要請の根拠＞

CO<sub>2</sub>削減のためには環境負荷のない自転車を利用すべきである。埼玉県においても自転車の利用率は学生を中心に高いと見られるが、自転車による交通事故を未然に防ぐ観点からも交通ルールの周知徹底は不可欠である。さらに埼玉県では平成21年7月1日より埼玉県道路交通法施行細則の一部が改正され、「携帯電話を使用しながらの自転車の運転やヘッドホン等で音楽を聴きながらの自転車の運転が禁止された」にも関わらず、未だにヘッドホン等を使用しながらの自転車利用が散見されている。このことは、県民に対する理解・PR活動が不足していると判断することから、さらなる周知・啓発活動を求める。

**2. 自動二輪車の利用促進に向けて、駅前や商店街等に大型二輪車も利用できるコインパーキング式の駐輪場を整備すること。**

＜要請の根拠＞

CO<sub>2</sub>削減のためには環境負荷の少ない自動二輪車を利用すべきである。利用の促進には駅前や商店街に自動二輪車専用の駐輪場が必要であるが、現状では駅前の自転車駐輪場の一部で月極であったり、大型スーパー等の敷地内の専用駐輪場であったりしている。自動二輪車ユーザーの多くは駅や商店街へ行く際に、気軽に利用できる駐輪場を望んでおり、コインパーキング式の自動二輪車専用駐輪場の設置が望ましい。

## V. エネルギー・環境政策

**1. 自然エネルギーの利用向上にむけて、簡易水力発電装置や小型風力発電装置の設置を推進すること。**

＜要請の根拠＞

太陽光発電に限らず、昨今では水力・風力発電装置の小型化・高性能化が進んでおり、水力では、県が取り組む川の再生の一環として、清流に水車の風景観の向上と水車による水の攪拌など機能面での期待が出来る。

また、水力や風力発電は日照時間に影響されないため、太陽光発電とあわせて活用することで、安定した電源確保と供給拡大の可能性がある。

**2. 県民の生活系 CO<sub>2</sub> 削減にむけて、県内産の食料品や日用品を積極的に購入できる地産地消システムを確立すること。**

＜要請の根拠＞



地産地消のシステムを確立することは、生産系の CO2 削減にも寄与し「カーボンフットプリント制度」および「フードマイレージ制度」と同様の成果が期待できる。

## VI. 教育政策

### 1. 児童生徒一人ひとりの心を大切にした教育基盤を確立するため、以下の施策を講ずること。

- (1) いじめ・不登校等を防止するため、すべての公立中学校に専属のスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実をはかること。
- (2) 幼児・児童虐待の防止に向け、幼稚園教員や保育士、教職員、保護者の研修を充実すること。虐待が発生した場合、虐待を受けている幼児・児童の保護を優先し、家庭と教育機関と地域関係機関が連携して早期発見・保護・養育・家庭復帰など一貫したシステムの構築をはかること。

#### <要請の根拠>

児童生徒の抱える悩みは、大人の悩みと異なり、いじめの問題に見られるように自ら解決することが困難であり、虐待など自らの責任に起因するものではない悩みも多く、解決の時機を失すれば、その後の人生にも影響するような取り返しのつかない事態になる可能性もある。

学校には、児童生徒の学習が適切に行われるための様々な観点からの環境整備が求められる。このため、児童生徒の悩みに対して、適切かつ可能な限り迅速に対応し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができるよう教育相談の充実が必要である。

また、幼児・児童が虐待を受け幼い命を失う事件が発生しているが、これからの少子高齢化社会に向け「社会全体で子供を育てる」という観点で、虐待をする側・される側の者が一人で悩むことの無いよう、家庭と教育機関や地域関係機関がより連携して虐待防止に取り組む必要がある。

### 2. 教職員が生徒と向き合う時間を確保し、心身ともに健康で意欲を持って教育活動に取り組めるよう教職員の増員をはかる。厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に基づき教職員の労働時間を適正に把握し、管理職としての責務を果たし、教育委員会と学校現場が一体となって、教職員の多忙解消に取り組むこと。

#### <要請の根拠>

本県の子どもたちの学力は、国際的な学力調査（PISA調査）によると、全国の子どもたちとほぼ同レベルにあるものの、「知識」そのものよりも、得た知識を「活用」することに課題があることが明らかになっており、教員が児童生徒をしっかりと見てあげられる体制づくりが必要である。

県教育委員会ならびに市町村教育委員会は、以前にも増して、調査・照会等の依頼縮減、会議や研修の回数・時間等の精選、調査研究事業の在り方の見直し等、教員の負担軽減策を検討・実施してきたが、抜本的な対策とはなっていない。教職員の労働実態を認識し、恒常的な多忙解消をはかることが必要である。

## Ⅶ. 人権・男女平等政策

1. 男女共同参画社会の実現に向け、県は男女共同参画推進条例に基づく基本計画である埼玉県男女共同参画推進プランの施策の進捗状況を検証し、新たに策定する参画推進プランの政策や方針決定過程等、女性の参画が遅れている分野を促進するポジティブ・アクションの強化策を盛り込み施策の実効性を高めること。

また、内閣府男女共同参画会議が答申した「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」に沿って、新たに策定する参画推進プランの施策に反映すること。

### <要請の根拠>

男女共同参画社会の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」が成立し、10年が経過した。女性の社会進出は進んでいるが、行政や企業などさまざまな組織において、政策・方針決定の場に女性の参画は依然として少なく、男女共同参画による意思決定がなされるよう、女性の参画の拡大をめざすことが必要である。

平成22年7月23日、国では「男女共同参画社会基本法」に基づき「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」が答申され、本年度中には「第3次男女共同参画基本計画」が策定される。

埼玉県男女共同参画推進条例の基本計画である埼玉県男女共同参画推進プランは中間年に一部見直しが行われているが、あらためて進捗状況を検証し、平成23年度中に新たに策定される参画推進プランには、女性の参画が遅れている分野を促進するために、ポジティブ・アクションの強化策を盛り込み施策の実効性高めるとともに、内閣府男女共同参画会議が答申した「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を施策に反映させていくことが不可欠である。

2. 県の審議会等における女性の登用を推進すること。

- (1) 女性の委員のいない審議会をできるだけ早期になくすこと。
- (2) 審議会の女性の委員の割合を早期に平均40%以上にすること。

### <要請の根拠>

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためには多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めていくことが必要である。

国では、2020年までに社会のあらゆる分野における指導的地位の女性が30%になるよう、管理職等への女性の登用などについて取り組みを進めており、国の審議会等の女性委員の割合は32.4%（平成20年9月）、埼玉県では33.0%（平成21年4）となっている。しかしながら、審議会等によっては、女性の委員が極めて低い割合の審議会や、女性の委員がいない審議会もあることから、女性の委員のいない審議会をできるだけ早期になくしていくとともに、県が目標とする平均40%以上を早期に実現すること。